

平成18年11月宮崎県定例県議会
防災対策特別委員会会議録

平成18年12月12日

場 所 第4委員会室

平成18年12月12日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 平成18年度宮崎県国民保護協議会の概要について
2. 市町村における国民保護計画の作成状況について
3. 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）について
4. 「災害監視室」の運用状況について
5. 九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定の締結について

商工観光労働部

1. 台風13号災害に関する商工業者への対応について

○協議事項

1. 「宮崎県防災対策推進条例」における竜巻の取り扱いについて
2. 「宮崎県防災対策推進条例」の広報について
3. 次回の委員会について
4. その他

出席委員（13人）

委員長 星原 透
副委員長 横田 照夫
委員 松井 繁夫
委員 由利 英治
委員 徳重 忠夫
委員 野辺 修光
委員 水間 篤典

委員 丸山 裕次郎
委員 前本 和男
委員 内村 仁子
委員 高橋 透
委員 長友 安弘
委員 井上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のために出席した者

総務部

総務部長 河野 俊嗣
危機管理局長 佐藤 勝士
部参事兼総務課長 米 良 剛
危機管理室長 日高 昭二
消防保安室長 押川 利孝

商工観光労働部

商工観光労働部長 落合 兼久
商工観光労働部次長
(商工担当) 大野 俊郎
商工観光労働部次長
(観光・労働担当) 宮永 博美
部参事兼
商工政策課長 河野 富二喜
地域産業振興課長 矢野 次孝
部参事兼
経営金融課長 中武 賢藏

事務局職員出席者

政策調査課主幹
(特別委員会担当) 矢野 雅博
議事課主査 隈元 淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に日程

案をお配りしておりますが、本日は、当委員会の調査項目であります防災・危機管理に係る諸対策に関することのうち、危機管理に係る諸対策について、総務部から、平成18年度宮崎県国民保護協議会の概要、全国瞬時警報システム、災害監視室の運用状況等について説明を受け、また商工観光労働部から、防災に係る諸対策として、台風13号災害に関する商工業者への対応について説明を受けた後、委員協議を行うことといたしたいと思っております。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**星原委員長** では、そのように決定をいたします。

それでは、総務部の入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○**星原委員長** 委員会を再開いたします。

総務部においでいただきました。それでは、早速説明をお願いいたします。

○**河野総務部長** 総務部の関係、よろしく願いをいたします。お手元に配付しております資料によりまして、本日は国民保護を中心とする危機管理対策につきまして御説明をいたします。

目次をごらんいただけますでしょうか。上の2件、国民保護関係、国民保護協議会の概要、市町村における計画の作成状況ということであり、3番は国民保護とも大きく関係します全国瞬時警報システムについての概要、災害監視室、24時間防災ウォッチングとして対応しているものの運用状況、九州・山口の9県におきます武力攻撃災害等時における相互応援協定の

締結という内容でございます。詳細につきましては担当の危機管理室長に説明させます。

○**日高危機管理室長** それでは、危機管理に関する取り組みについて御説明をいたします。

「防災対策特別委員会資料」の1ページをお願いいたします。初めに、平成18年度宮崎県国民保護協議会の開催概要について御説明いたします。宮崎県国民保護協議会は、国民保護に関する重要事項について御審議いただくため、関係機関の代表者等を委員として、昨年6月に設置いたしました。昨年度は、委員会を3回、幹事会を1回開催し、主に宮崎県国民保護計画案について御審議いただきました。これを受けまして、県におきましては、ことし3月に計画を作成し、ことし6月議会で御報告を申し上げたところであります。今年度は先月11月15日に県庁講堂で開催いたしております。次に、3の審議事項でございますが、まず、(1)の宮崎県国民保護計画の変更につきましては、①組織改正に伴う変更、②海上での事態発生に関する変更、③国民保護体制の整備に関する変更、④その他統計データ等の更新等に伴う変更の4つの観点から成る変更案を御審議していただき、承認をいただきました。なお、この変更案につきましては、国民保護法の規定に基づきまして、今後、内閣総理大臣への協議を経て、正式に決定することとなります。決定いたしましたら県議会へ報告し、公表する予定であります。次に、(2)の国民保護に関する取り組みといたしまして、①市町村における国民保護計画作成等の状況、②北朝鮮のミサイル発射事案及び地下核実験、③全国瞬時警報システムの整備、④災害監視室の設置、⑤九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定の5つの項目について説明し、意見交換を行いました。これらの内容につ

きましては、順次御説明いたしますが、委員からは、全国瞬時警報システムに関連して、市町村のサイレンの聞こえる範囲に関する質問や、防災行政無線の整備に関する国の財政援助の拡充に関する要望がございました。

次に、2ページをお願いいたします。市町村の国民保護計画の取り組み状況について御説明いたします。まず、1の計画作成についてですが、各市町村におきましては、県の国民保護計画に基づきまして、今年度中をめどに市町村の国民保護計画を作成することとされております。次に、2の11月1日現在の市町村の作成状況であります。まず、(1)関係条例の制定状況でございますが、国民保護計画を作成する場合は、市町村におきましても県と同様に国民保護協議会を設置し、諮問することとされておりますことから、まずは国民保護協議会条例などの関係条例を制定する必要があります。この条例の作成状況は、(1)の表のとおり、本県では既にすべての市町村で条例制定がされております。全国でも98.4%とほとんどすべての市町村で制定されております。次に、(2)市町村国民保護協議会の開催状況ですが、本県では31市町村のうち、21市町村、67.7%が開催いたしております。その下の欄にありますように、全国の実施率は61.4%でありますので、本県の方が若干進んでいる状況となっております。また、(3)計画の作成状況ですが、本県では現時点ではまだ計画の作成を完了した市町村はありませんが、各市町村におきましては、計画の素案を作成し、関係機関などとの調整を行うなどおおむね順調に作成作業が進められているものと考えております。一番下の欄にありますように、全国でも北海道、岩手県、鳥取県の8市町村が制定しているだけでありますので、今後、年度

末にかけまして作成が進むものと考えられます。

次に、3ページをお願いいたします。全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R Tについて御説明をいたします。まず、1のシステムの概要についてであります。全国瞬時警報システムは、津波警報や緊急地震速報、緊急火山情報、弾道ミサイル攻撃等のように対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を発信し、市町村の同報系無線を自動的に起動することによって住民に緊急情報を瞬時に伝達しようとするものであります。システムのイメージは中ほどの図のとおりであります。このシステムは、緊急情報を国から住民に直接瞬時に伝達するという画期的な仕組みであり、地方団体の危機管理能力が格段に高まるものと言われております。次に、これまでの状況であります。これまで国において実証実験を行い、標準システムや送信設備の整備は完成しております。国の実証実験はことし1月から3月にかけて行われましたが、同報系無線の自動起動に要した時間は、最も早かったところで約4秒、最も遅かったところで約22秒、平均で約10秒となっております。次に、3の市町村における整備内容及び財政措置ですが、このシステムを導入するためには、各市町村において同報系無線の整備を前提に衛星電波の受信モデムとサイレン等を自動的に起動する装置を設置することが必要となります。これらの機材の整備に要する経費につきましては、防災対策事業債の対象となり、元利償還金の50%が交付税で措置されることとなっております。

次に、4ページをお願いいたします。災害監視室の運用状況についてでございます。まず、1の設置についてでございますが、県におきまし

では、大規模な災害などの危機事象が発生した場合に、速やかに初動体制を構築し、迅速な情報収集や応急措置を実施するため、ことし5月1日から災害監視室を設置いたしました。災害監視室は、危機管理局のあります県庁1号館の5階に設置し、本庁の課長級以上の職員1名と非常勤職員1名が平日の夜間や休日に当直勤務を行い、気象情報などの危機管理情報を常時監視して、必要に応じ関係職員への連絡、緊急招集、市町村や関係機関への連絡等の業務を行っております。次に、2の11月末までの運用状況であります。まず、(1)の危機管理局や関係課に連絡したり職員を呼び出した事案は、台風時を含めまして大雨洪水警報の発令に伴うものが17回、油等の流出事案が3回、そのほか震度4の地震や北朝鮮ミサイル発射事案等で合計28回となっております。さらに、(2)の気象情報の受信等は合計71回に上っております。これらの事案につきましては、従前は関係職員が情報を把握し、登庁してから対応していたわけですが、災害監視室で常時情報を監視し、すぐに連絡をとるようになりましたので、より迅速的確な対応ができるようになったものと考えております。また、当直につく職員は緊急事態が発生した場合の初動対応を理解しておかなければなりませんので、これらの職員の危機管理意識の向上にもつながるものと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定の締結について御説明いたします。まず、1の趣旨ですが、武力攻撃や大規模テロが発生いたしますと、1つの県だけでは住民の避難や救援などの国民保護措置を実施することができないような状況も想定されることから、近隣県との連携を強化し、万一の際に相互に応援する体制を整え

る必要があります。このため、昨年7月に九州・山口各県国民保護主管課長会議を設置いたしまして、従来の台風や地震等の災害時の応援協定を踏まえつつ、有事の際の応援協定の締結について検討してまいりました。そして、2にありますように、10月23日に本県で開催されました九州地方知事会で相互応援協定を締結することとなりました。全国では近畿ブロックに次ぐ2番目のブロック協定となります。次に、3の協定の概要であります。まず、(1)応援項目といたしましては、①から⑥までの6つの項目を具体的な応援項目として定め、その他の応援については、⑦その他国民保護措置等に必要な事項で対応することといたしております。次に、(2)協定の運用体制につきましては、各県輪番による幹事県、副幹事県を置き、相互調整に当たることといたしております。幹事県、副幹事県は今後各県で協議して定めませんが、災害時の幹事県、副幹事県と同じ県とし、統一的な運用を図りたいと考えております。次に、(3)応援手続といたしましては、被災県等が直接各県に応援を要請するのが原則ですが、個別に要請するいとまがない場合は、幹事県に一括して応援を要請することができ、幹事県が応援の取りまとめをすることといたしております。また、被災県などが応援の要請をできない場合、応援の要請を待たないで幹事県の調整のもとに応援を行うことといたしております。次に、(4)経費の支弁についてですが、応援に要した経費は応援を受けた県が支弁いたします。なお、この経費につきましては、国民保護法の規定によりまして、通常の人件費等を除きまして最終的には国が負担することとされております。最後に、(5)平常時の取り組みといたしまして、関係部局の連絡先や関係情報等を取りま

とめ、情報交換等を行うことといたしております。なお、協定の本文を6ページ、7ページにつけておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上が御報告です。

○**星原委員長** 総務部の概要説明が終わりました。ここで委員の皆さん方からの御意見、御質疑をお受けしたいと思えます。どなたからでも結構であります。何かありますか。

○**長友委員** 全国瞬時警報システムですけれども、3番目の市町村における整備内容及び財政措置ですが、システムを受ける方が大事になるかと思えますけれども、現在の本県の進捗状況といいますか、それはどの程度になっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○**押川消防保安室長** 消防保安室でございます。国等から情報が発信された場合に、スーパーバードB2を用いて発信されたものは各地方公共団体の同報系無線において受信することとなります。その場合に、今おっしゃいましたように同報系無線の整備率がどうかということでございますが、現在は31市町村のうち24の市町村で同報系無線が整備されておりまして、このうちに、全戸整備または部分整備という形で各世帯に整備がされている市町村が合わせまして23市町村でございます。整備戸数が4万5,718戸という形になってございます。

○**長友委員** これ、今後大体何年度ぐらいまで全市町村整備をなささいというようなことになっているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○**日高危機管理室長** 今、委員から言われました何年度までにとというのは国の方からは直接はまだ伺っておりません。

○**長友委員** 財政的に非常に厳しい時代に入っておりますので、なかなかだろとうは思うんですけれども、県の方の姿勢として、市町村とのいろいろな協議とかそういうのはなされていくんですか。

○**日高危機管理室長** 全国瞬時警報システムにおきましても、本年度、国の方から文書等で詳細なシステム関係が来ましたので、今後、まず各市町村ともこのシステムについての理解をしていただいて、そして現在報道されている状況では、来年度から2年間で受信だけの整備を、これは国が補助するわけですけれども、これをしていくという状況でありますので、受信をしてからの各家庭なり地域なりに一斉に流す装置につきましては各市町村での整備という指示が今のところ来ておりますので、そのあたりは今後市町村の方と連携をとりながら、整備等が順次できるようにやっていきたいというふうに思っております。

○**長友委員** わかりました。

○**丸山委員** 関連してですが、先ほど回答の中に各戸に同報系があるのは4万5,000戸しかないということなんですが、県の全体の戸数からすると何%になるのか、そこをまずお伺いしたいんですけれども、その後、市町村でやろうとした場合に、宮崎市が一番多いと思うんですが、宮崎市でもしやろうと仮にした場合にどれぐらいの予算規模が必要になるのかがわかれば教えていただきたいんですが。

○**押川消防保安室長** 具体的にそこあたり把握してないんですが、県内の戸数が45万戸ぐらいだと思っているんですが、今の数字でいきますと、確かに4万5,000戸ですから1割というようなことになってはいますが、さっきちょっと説明を漏らしたんですが、同報系無線のほかに電話

等を活用したオフトーク通信、こういう形で情報を受信していらっしゃる市町村も5市町村ございまして、この戸数が約7,300戸程度になっております。委員おっしゃいますように、今後どういう形で市町村が整備をして、どの程度予算が要るのかというお話ですが、同報系無線の場合に、ことし串間市がまさしく整備をされました一番新しい形のものでして、受信設備等が38カ所で1億5,000万程度整備に必要となっております。また、今、門川町の方でマルチチャンネルアクセス方式というようなもので整備を進めておりますが、これが18カ所に屋外支局を設置した場合で7,000万円程度というふうに聞いております。私どもは各市町村等に今後とも普及促進を呼びかけていきたいと思っております。

○丸山委員 恐らく一番危ないという可能性があるのは津波関係の海岸線にある市町村、特に海岸線が近いところは重点的に門川町とか串間市とかそういうふうなイメージで取り組まれていると思うんですが、県としてもそういった沿岸市町村は把握されていると思いますので、そういったところの働きかけはどの程度までできるのか。また、何らかの県として、東南海地震で重点地区で国の方でもそういった事業いろいろあるんですけれども、そういったのですくえる部分があるのか、ないのかまで教えていただきたいんですが。

○押川消防保安室長 今、同報系無線に関しましては、県の補助金ですとかそういう形のもはございません。国の方で17年度までに消防防災の設備整備費補助金という形で同報系無線に対しての補助があったんですけれども、国の方としては全国的にほぼ整備が整いつつあるということで17年度をもって終了しております。私どもの方としては各市町村の消防力の強化とい

うことで、消防力の強化ともあわせながら整備促進に協力をしていきたいと思っております。

○丸山委員 ちょっと視点を変えた質問をしたいと思うんですが、同報系無線の宮崎県の場合、約1割程度の戸数が対応できているということであるんですけれども、全国的な流れではどういうふうだと認識すればよろしいでしょうか。

○日高危機管理室長 委員が先ほど言われたように、今までは地震津波に対する沿岸でのスピーカーなんかは取り付けが整備されておると思っています。宮崎も海岸に接しておる市町村はスピーカー等で一斉に知らせるという形で、戸別にされておるところも、消防保安室長説明したように各戸につけてあるところもあります。それは統一した整備じゃなくて、してある市町村もあればしてないところもあります。今度の瞬時システムというのは、地震関係でも、先ほど説明いたしましたけれども、4秒から22秒の実験結果が出ております。P波、S波というその間の秒数が早ければ日向灘あたりであれば5秒ぐらいで来るんじゃないかという想定ができます。遠ければ10秒ぐらい、その間に地震ですよということを知らせてその準備をするというようなことで、新しく昨年から言われてきておるシステムなものですから、それに沿った整備というのは今までの整備とはちょっと違うかと思うところです。今度は瞬時システムが来ますので、これに沿った整備を今からしていく必要があるかというふうに考えております。

○丸山委員 話が違うのかもしれませんが、地上デジタル放送ということでそれとの関連は、それにいろいろなデータが乗るはずなんですけれども、このシステムは全く乗っからないということ考えてよろしいでしょうか。

○佐藤危機管理局長 地デジとは直接的に関係はないと思っております。重複しますけれども、御説明申し上げますと、防災行政無線は市町村がこれまで防災上の観点から整備をしてきたものでございまして、やはり委員おっしゃいますように地震等の対応ということで海岸部を中心にスピーカーをつけて一斉に放送する、そういう同報系の無線を整備してきておられます。県内の市町村では、先ほど若干ありましたけれども、各戸別に、それぞれの家に個局といえますか、スピーカー、ラジオみたいなものを置いてやっておられるところも4万5,000戸県内であるわけございまして、市町村からの必要な情報がそれぞれ行き渡ればいいということで、それぞれ市町村によっては屋外のスピーカーで周知するもの、あるいはそれぞれ各家にそういう戸別受信機を設置するような形で整備するもの、いろんな方法がとられておって、各家庭に配備してあるのが4万5,000戸程度だということございまして。

これも重複しますが、これまでは津波あたりが関心事でございましたけれども、先ほどから話がございますように、J-A L E R Tということでこういうものができてきます。先ほどから話に出ておりますように地震の瞬時伝達、そういうことも可能になってきておりますので、今度は地震等は海岸部だけではなくて内陸部も当然早く情報を知って対応する必要が出てきますので、これまでは海岸部を重点に市町村取り組んできておられますけれども、今度は内陸部もやはり瞬時に防災情報をキャッチして対応する必要が出てきますので、これからますます防災行政無線の整備をより今まで以上に図っていく必要があるというふうに考えております。そういう取り組みは宮崎県だけの問題ではござい

ませんで、各都道府県どこも同じだろうと思っております。これまで津波対策あたりを割と重点として防災行政無線をやってきておる傾向がございましてけれども、今後はより内陸部まで含めて防災行政無線の整備を図っていくと。その整備の方法としましては、スピーカーで周知する方法なり、あるいはオフトークという方法もございましてしょうし、各家庭に受信機を設置する方法もあろうと思っております。そういうことで認識しておるところでございます。

○松井委員 2の国民保護に関する取り組みについての中の②北朝鮮のミサイル発射事案及び地下核実験について、関連的に⑤九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定についてですが、防衛はいわゆる事務としては国の事務ですね。過般、北朝鮮のミサイルが発射されましたね。そのときに本県としてはこういうふうな事項を生かしてどのような態勢をとったのかということ。それから、国の組織の中における本県の日常体制の位置づけ、こういうものはどうなっておるのか。あのときに盛んに宣伝をされたのは、もし日本に対する武力攻撃ということになれば、その前提で日本の国内に潜んでおる北朝鮮のスパイのゲリラ活動というものが想定されるということが言われておりますが、これは警察なんかとの連携で麻薬関係とか暴力団であるとか、特に言われておる日本におけるパチンコの資金を北朝鮮に、こういうものの日常活動というのが戦後一貫して日本をさいなんでおるわけです。こういうものがとかく日本人としてはなれっこになって、観念的になって、実感としての日本の国土、県土を守るといような感覚に乏しいと思うんです。ですから、こういうことを何ぼやっても、県民が国民としての防衛意識、危機感というものを持つことでなけ

れば、皆さんがお役所の仕事で形だけのこういうものをつくったって意味がないと思うんです。今言うように、もとに戻りますが、北朝鮮のミサイルのときにどういうふうな組織としての行動がとられたのか、まずそこからひとつ。

○日高危機管理室長 ことし7月5日だったと思いますけれども、早朝にミサイルが発射された事案、これにつきましては、先ほど説明しました災害監視室で、早朝であったものですから、ここが24時間監視しておりますので、一番最初に災害監視室の勤務員が発射の報道をキャッチしまして、危機管理局の職員の方に連絡をする、招集をかけるということで出退しております。出退してからは国の機関、ここの連絡をとりまして情報収集に努めるとともに、情報収集を得た内容につきましては、市町村、関係機関、こちらの方に提供して、業務を行っております。それから、地下核実験のときにも、10月9日でしたけれども、これは体育の日か何か休みであったと思いますが、このときも災害監視室の方がいち早くキャッチしまして、危機管理局の職員の方に連絡をして同じように招集をかけ、関係機関等との連絡、市町村等への情報提供、さらに地下核実験の場合、放射能の関係がありますので、この関係につきましては、県の衛生環境研究所がありますので、こちらの方で放射能の観測を毎日行って、そのデータを国の方に報告するというような作業を実施しております。以上です。

○松井委員 すべて関連ですけれども、九州・山口9県武力攻撃というのは、ミサイルに関連してどういうことを大体想定しておるのか。一般に言われておるのは、北朝鮮が戦争状態になれば一番被害をこうむるのは隣国の韓国と日本であると。そのときに想定されるのは、大量の

難民が上陸するだろうと。日本海が主ですけども、本県の場合は、絶えず朝鮮のそういうふうないかがわしいルートに日向灘がなっている。常時そういうふうな危機体制というものは日本海に劣らぬぐらいのものを持ってないと、例えば大量の麻薬等も日向の方で揚げるとか、そういう生々しい事案が多いんです。しかし、それに対してとかく宮崎県のそういうふうな意識は低いと思っています。事があって慌ててやるぐらいでね。常時そういう体制が、これは人ごとじゃありませんが、いわゆる6カ国協議というものは、北朝鮮なんかアメリカの属国であると日本をなめてしまっておりますから、今度の場合でも、日本人があれだけ関心を持っている人権の最たる拉致問題なんかでも、ブッシュ大統領も腰折れでそれは出さんとか、こういうふうな国際情勢の中であれば、なおかつ北朝鮮が日本をなめるわけです。そうしたときに日本くみしやすしとなったときに、国土防衛ということで日本の中で宮崎県というものも、従来の歴史から油断がならんですから、もし武力攻撃に遭ったときには我々素手ではどうにもならんが、頼むのは各機関との連携です。本県の場合はそういう場合に新田原の自衛隊ですわね。これとは常時どういうふうな連携を日常業務の中でとっておられるのか、そういう事案が発生したらたちどころに対応するだけのものができておるのかどうか、これは実際問題としてどうですかね。

○日高危機管理室長 ただいま委員がおっしゃったとおり、日本海側あるいは原子力発電所等の重要施設のある県、ここなんかと比べますと、やはり宮崎県はそういう施設がありませんし、地形的なものからすると若干そういう危機感というのは低いかなということで、我々も

その啓発については今後十分やっていく必要があるというふうに感じております。

国民保護の関係ですが、攻撃の関係につきましても、県といたしましてはそういう攻撃等があったり、あるいは予想されるときには、まず県民の避難誘導ということと支援救援、こういうことが一番の任務になるかというふうに思います。委員からも言われたように、攻撃的な状況になってくると、県外からの避難した人たちの受け入れ、そういうこともこの関係では考えられるというふうに思いますので、県においては攻撃があった場合のそういう資機材も特にないわけですので、言われたように自衛隊とか警察とかそういう関係とは日ごろから連携をとるなり、緊急の場合の連絡体制とか、そういうのは日ごろから防災等含めまして連携を図っているところであります。

○松井委員 それは結構なことですが、実際的に今の自衛隊とか警察、こういうところと常時そういうふうな連携組織というものがなければ、起こったなれば県民を保護しますとか言ったって、そういうものは抽象的で意味なさんわけです。自衛隊も沖縄から新田原に来まして、けんけんごうごうの世論があるけれども、ただ、防衛施設であるとか国の自治体がそういうふうな二次的な、いわゆる財政援助だけじゃなくて、何でここまで来ているかという国際的な危機意識をもう少し持ってもらうんといかん。日本人は平和を唱えれば平和が来るぐらい思っている。とんでもないね。現実の感覚というのが日本人は麻痺してしまっているんです。これをやはり覚せいしていくためには、県の皆さんの立場というのは非常に大事ですから、日常活動の中でこういうものが一朝起こった場合にはこうするという、そういう態勢をとる。警察、

自衛隊等と絶えず情報収集して、こうなったときはこうすると、そういうこと。日本の国は経済封鎖しているというけど、抜け穴が多いんです。宮崎県の組織としての皆さんがこういうことをうたうのであれば、真剣にやるのであれば、こういうものを生かした実のある日常活動ということで、現実味のあるこういう態勢、情報収集してもらわにゃいかんと思うね。そういうことでひとつお願いしたいと。答弁要りません。

○星原委員長 ほかにありますか。

質疑等もないようですので、以上で総務部の概要説明を終わります。ありがとうございます。総務部の皆さんは退席していただいて結構でございます。

暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部においでをいただきました。御案内のとおり、私ども13名が当特別委員会の委員として選任をされ、現在、防災対策に関する所要の調査活動を実施しているところであります。商工観光労働部の皆様方には御協力をよろしくをお願いいたします。なお、当委員会の委員につきましては、事前に配付しております委員名簿のとおりですので、紹介は省略をさせていただきます。また、商工観光労働部の皆様につきましても、本日出席の幹部職員名簿を資料に添付していただいておりますので、紹介は省略していただいて結構であります。

それでは、商工観光労働部長よりごあいさつ及び説明をお願いいたします。

○**落合商工観光労働部長** きょうは防災対策特別委員会ということで、台風13号災害に関しまし商工業者への対応等について御説明申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

お手元の方に「防災対策特別委員会資料」をお配りいたしております。委員会資料の2ページをお開きいただきたいとします。まず、1の被災状況についてでございます。今回の被害は主に竜巻によるものでありまして、被災件数は延岡市での237件を初め、日南市、日向市、北川町において合計246件、被害額は約12億円というふうになっております。主な被害状況でございますが、(4)に書いておりますように、延岡市におきます旭化成のサラン工場など11工場での建物破損を初めとしまして、山下新天街等の中心商店街での店舗の全半壊、屋根及び窓ガラスの破損などとなっております。対応状況でございますが、災害発生後直ちに特別金融相談窓口を設置いたしますとともに、金融機関や信用保証協会等に対しましても、貸出手続の迅速化など被災者の便宜を考慮した対応を要請するなどさまざまな支援策を講じたところであります。被災をされました商工業者への支援につきましては、今後とも市町村や関係機関との連携を図りながら、できるだけの対応を行ってまいりたいと考えております。

私の方からは以上であります。対応状況の詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○**中武経営金融課長** 台風13号の対応状況等について御説明いたします。

同じく委員会資料の2ページでございます。2の対応状況についてでございます。まず、

(1)特別金融相談窓口の設置につきましては、9月19日に延岡商工労政事務所、延岡商工会議所及び県信用保証協会の本部や延岡支所に相談窓口を設置いたしまして、被害を受けられた中小企業者の実情に応じた融資相談に対応しております。11月末現在の相談実績は42件となっております。主な相談内容としましては、災害向けの融資制度の概要に関することや信用保証協会による保証の概要などございまして、融資使途といたしましては、設備資金の相談が多い状況でございます。

次に、(2)県中小企業融資制度の活用の周知につきましては、市町村、各商工団体、金融機関等に対しまして中小企業者への周知を文書で依頼するとともに、宮崎日日新聞や夕刊デイリー新聞、県庁ホームページ等に中小企業融資制度について掲載を行ったところでございます。県の災害対策資金でございますが、緊急経営対策貸付(災害対策)の11月末現在の保証承諾実績は30件、3億160万円となっております。資金の使途は設備資金の申し込みが大半となっております。

次に、(3)金融機関等との連携についてでございます。9月20日に中小企業金融公庫や国民生活金融公庫等の政府系金融機関、信用保証協会に参加をいただきまして、台風13号災害の対応に関する連絡会議を開催しますとともに、県中小企業融資制度の17の取扱金融機関に対しまして、審査手続の簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予など被災者の便宜を考慮した適時的確な対応について要請したところでございます。

経営金融課からは以上でございます。

○**星原委員長** 商工観光労働部の説明が終わりました。委員の皆様、御意見、御質疑等があり

ましたらどなたからでも結構でございます。ありますか。

○丸山委員 我々台風13号の被害の現地も見させてくださいなんですが、私が心配いたしましたのが、山下新天街の方は後からの報道で見るとアーケードも新しくでき上がって復興に向かっているのかなという気がしてはいるんですが、現地はまだその後行ってないものですかからわからないんですが、残念ながら竜巻被害等で、山下新天街以外でもですが、廃業せざるを得なかったというところがあったのか、なかったのか、そこをまず教えていただきたいんですけども。

○矢野地域産業振興課長 今回の被災の中で山下エリアといいますか、新天街あたりで被災されたところが私どもが把握しているところでは45件ほどございまして、そのうち、2件廃業されたというふうに聞いております。

○丸山委員 残念ながらそういった形になると思うんですが、その方は金融相談に来られて、どうしても金融機関とかが貸し付けもできないから廃業なのか、もしくは、高齢化が進んでいたものですか、いろんなことであっても廃業せざるを得なかったというふうに、どちらだったのか、お伺いしたいんですが。

○矢野地域産業振興課長 私どもが伺っているところでは、金融相談というよりも、高齢ということもあって将来に対する展望という点で断念されたんじゃないかというふうな情報を得ておりますけれども、それ以上詳しい内容については把握しておりません。

○丸山委員 金融相談の件ですが、相談件数が11月末で42件で実行されたのが30件ということで、差があるんですが、恐らく窓口に相談来られたのは金融相談がメインの42件じゃないか

と思うんですが、実行されたのが30件ということでもありますので、ほかの金融機関に行かれてすべてクリアしているのであれば構わないんですが、その辺をお伺いしたいんですが。

○中武経営金融課長 30件でございますけれども、これは11月にまだ20件とふえておりますので、まだ今後相談は来られると私どもも思っております。ただ、これは県の緊急経営対策貸付についての30件でございますので、あと国民金融公庫とかそういうところに御相談も行っておられますので、そういうのを合わせますと、今時点で54件ほどの貸し付けがなされております。

○丸山委員 緊急経営対策貸付（災害対策）というこの事業的には、一般の貸付制度からすると金利等とか貸し付けの状況等は違うのかをお伺いしたいんですが。

○中武経営金融課長 災害対策貸付は一般の貸し付けが2.2程度ですけれども、この場合1.9%の金利ということで、私どもとしては有利な制度にしているつもりです。ただ、今回は県の貸付制度につきまして延岡市と連携ができて、信用保証協会の信用保証の分については延岡市が全額負担、融資利率1.9%のうちの1%を延岡市が負担ということで、実質被害者にとりましては0.9%の負担でできたということで、かなりの利用があったというふうに思っております。

○丸山委員 問題によくなっていますのが被災者支援法等で商店街に関してはなかなか適用がされないということなんですが、被災者支援法というのは個人のとにかく最低限の生活を守るためのことということで、商店に関しては除外ということになっているようであるんですが、国会の方でも議論をしたけれども、審議未了とかなっている事例が多いというふうに聞いてい

るんですが、竜巻被害を受けられて具体的に法改正の要望とかまだ上がってきてないのか、わかりませんが、何かの要望等が上がってきているのかどうかも含めてお伺いしたいと思うんですが。

○中武経営金融課長 延岡市の方からそのあたりの被災者支援の対策とか、それから融資についての特別措置について要望はございました。

○水間委員 関連になりますが、30件の貸し付けのうち、被災地別に分けたらどんな状況ですか。

○中武経営金融課長 延岡市が29件、日南市が1件となっております。

○水間委員 これは竜巻被害の関係ですが、前回の議会でもそうですが、えびの市との関係、被災者支援ですね、我々県議会でも決議をし、ということがあったんですが、えびの市には商店街の被害はなかったんですか。そこらあたりはどうなんですか。

○中武経営金融課長 えびの市の浸水で34件の2億1,063万円の被害が出ております。

○水間委員 それについても同じような対応がとられているということになるんですか。

○中武経営金融課長 えびの市につきましては、えびの市自体が特別の対策はやられたとは聞いておりませんが、私どもの緊急経営対策貸付の実績もございません。国民生活金融公庫の利用が5,200万ほどあったという話は聞いております。

○水間委員 えびの市についてはそういう県の対応というか、えびの市からの要請もなかったと、そのために、中小企業融資制度という制度を活用せんでもいいという判断がえびの市側にあったんですか。それとも、えびの市はそういうことで実際自分たちでやられるということに

なったのか、そこら辺を。

○中武経営金融課長 えびの市の浸水被害のあった後に私どもえびの市に参りまして、えびの市と連絡対策会議を開いております。その中で経営金融課のこの貸し付け、県の中小企業融資制度の貸し付けを活用していただくようお願いをいたしましたり、金融機関に的確な対応、迅速な対応をお願いいたしましたところがございます。その中では私どもいろいろお願いしたのでございますけれども、えびの市の特別融資が1件使われたのと、国民生活金融公庫の利用がなされたということが結果としてなったということがございます。私どももその辺はかなり対応はさせていただいたつもりでおるんですが、

○星原委員長 ほかにございませんか。

ほかに質疑等もないようですので、以上で商工観光労働部の概要説明を終わります。ありがとうございました。商工観光労働部の皆様は退席していただいて結構であります。

暫時休憩をいたします。

午前11時2分休憩

午前11時5分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

委員協議を行います。まず、宮崎県防災対策推進条例における竜巻の取り扱いについてであります。資料1をごらんいただきたいと思います。去る9月17日に延岡市、日向市、日南市で発生した竜巻による被害について、本県議会が制定いたしました宮崎県防災対策推進条例での取り扱いはどうなるのかとの意見が委員の皆様からもございましたので、整理をいたしましたところであります。このことについて書記から説明をさせます。

○矢野書記 資料1をごらんください。宮崎県防災対策推進条例における竜巻の取り扱いという資料を用意させていただいております。まず、1、竜巻の定義でございますけれども、これは気象庁の方が定義をしているものでございますが、「激しい渦巻き。柱状または漏斗状の雲が積乱雲の底から垂れ下がり、海面から巻き上げられた水滴、または地面から巻き上げられたちり、砂などが尾のように立ち上っているもの。瞬発性強風、いわゆる突風の原因の一つとして考えられている」ということで、竜巻というのは形が渦巻き状のものを言うということでありまして、それによって突風が起こることということでございます。

2に、平成18年9月17日に延岡市、日向市、日南市で発生した被害についてということで、これは宮崎地方気象台の方が現地に赴きまして、災害時気象調査報告書を取りまとめておりますが、そのときに書かれておるものでございますけれども、「瞬発性強風による被害が発生した。現地調査等から原因は竜巻と推定した」とされています。基本的には竜巻による被害と言っておりますが、竜巻によって風が起こった部分で被害が起きているということになっております。

3の災害上の位置づけでございますが、強風や竜巻によって引き起こされる災害のことを風害というふうに言っておるということでございます。

4に、宮崎県防災対策推進条例における竜巻の取り扱いということでまとめさせていただいておりますが、(1)で定義をしておりますけれども、定義上の位置づけとしましては、宮崎県防災対策推進条例、以下防災条例と言わせていただきますが、第2条の定義というところの第

1号、災害の中で「その他の異常な自然現象」というふうに書かれておまして、この中に含まれるというふうに解されております。また、風害ですので、上記同条第2号の風水害という部分にも含まれるというふうに考えております。参考に定義を書いてございますけれども、この1号、2号にも竜巻という言葉はございませんが、中に含まれているということでございます。(2)で竜巻被害に関する取り扱いということで、竜巻は風害ということございまして、防災条例の定義においても災害、風水害に含まれると解されるため、現行の防災条例により竜巻というものも対応が可能だということございまして、実際、防災条例に書かれております災害のときの調査、今後の防災対策への対応、あと風水害のところにも規定しております調査、防災対策への対応、各種支援についてもこの現行の防災条例で読めるというふうに考えております。以上でございます。

○星原委員長 説明が終わりました。御意見、御質疑がありましたらお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑等もないようですので、先ほどの説明のとおり取り扱うことといたします。

次に、宮崎県防災対策推進条例の広報についてであります。前回の委員会におきまして、防災条例の広報について今回の委員会で御協議いただくこととしておりましたので、お願いをいたしたいと思います。資料2をごらんください。9月19日付で防災条例が施行されてからの議会及び執行部の条例等に関する広報の状況についてまとめたところであります。書記から説明をいたさせます。

○矢野書記 資料2をごらんください。宮崎県

防災対策推進条例等に関する広報についてということでございまして、大きく防災対策推進条例の広報とその他防災対策に関する広報と分けさせていただいております。

まず、1番の宮崎県防災対策推進条例の広報でございますが、(1)議会における広報等ということで、本県議会における広報をまとめております。まず、①ですが、各市町村への宮崎県防災対策推進条例全文、これは皆様方にもお配りしておりますが、条例解釈つきの分を各市町村に配付をさせていただいております。②ですが、議会ホームページへの掲載で、防災条例の全文を掲げるとともに、以前に皆様に御協議いただきましたパブリックコメントに対する意見も掲載をさせていただいております。新聞への掲載でございますが、新聞全面広告、約26万6,000部配布ということでございますが、それに防災条例の概要を掲載して、新聞の全面広告として「県議会の動き」の中の一部に掲載をさせていただいております。(2)執行部における広報でございますが、まず、①県庁ホームページへの掲載ということで、宮崎県防災危機管理情報というところの部分におきまして防災条例全文の掲載がなされたところであります。②でございますが、「2006防災・危機管理ハンドブック」というものがございまして、これは、県職員とか防災関係機関に防災情報でありますとか防災の連絡体制でありますとか各連絡情報等を周知するハンドブックでございますが、今回の2006では、第1ページのところに防災条例のことが掲載がされております。内容としましては、本県で初めての議員発議による政策条例であること、条例の趣旨を真摯に受けとめて県民の防災意識の一層の向上を図るなど防災力向上に向けて県を挙げて真剣に取り組んでいくこ

と、それと前文と県の責務、宮崎県防災の日の部分につきまして抜粋掲載がされております。これにつきましては、県庁各課、各市町村、防災関係機関へ配付されているということでございます。

また、防災条例ではございませんが、その他防災対策に関する広報につきましては、(1)に書かれておりますとおり、県庁ホームページへの掲載ということで、先ほどの防災条例が掲載されている宮崎県防災危機管理情報におきまして県内の災害情報でありますとか気象等に関する情報、防災・危機管理の心得等を掲載しております。(2)でございますが、「防災べんり帳」「防災ガイドブック」といういわゆる啓発パンフレットを執行部の方でつくっておりますが、これについて配布を各市町村にしているということでございます。(3)で新聞への広告も掲載しているということで、防災に関しまして特に防災対策推進条例を中心に広報は以上のようなことでございます。説明は以上でございます。

○星原委員長 説明が終わりました。広報につきまして御意見等がありましたらお願いをいたします。

○丸山委員 条例をつくっただけでは意味がないというふうに思っておりますので、これからどうやって芽を出し、実をならせていくかが大きな役目だと思っております。そうするためには市町村がいかにかこの防災条例に向けて位置づけをしっかりとっていただけるのかというのが大きなまたポイントにもなってくるだろうというふうに思っております。市町村の方には配付はさせていただいておりますが、具体的に動くのは市町村の消防なり、地域自治区なりがしっかり認識していただくのが必要だと思っております。

ますので、何らかのアプローチなりをもう少しやった方がいいと思っていますのと、せっかく議員発議案の初めての条例でありますので、ひょっとしたら来期になったときに調査等も、初めての議発でできた条例ということで、我々も岐阜県とかあるいは執行部提案の、行ったと思うんですけども、そういうところも調査等も来る可能性もありますので、そういったときにある程度今までの流れとかパンフレットとかもあった方がいいのではないかと考えております。市町村への取り組み方と何らかのパンフレット、パンフレットをつくるとなれば経費もかさむと思うんですが、何らかの措置はしていただきたいなというふうに考えております。

○星原委員長 丸山委員の方からありますが、条例をつくっただけではだめだと、要するに県民にということになりますと、やはり市町村とかあるいは事業所とかいろいろなところにもそういう意識をきちっと植えつけていくといいますか、そういう方向をとってもらえるような指導といったらいいか、あるいはどのような形で取り組まれているかという情報を聞くとか、そういったことをやりながら徹底していった方がいいんじゃないかという面と、パンフレット等もつくったらどうかということですが、このことについて協議をこちらの方で事務局ともしながらの中で何かやれる範囲でそういうことを取り組んでいくということで御理解いただければ、この件についてはそのようにさせていただきたいと思いますが、何かありますか。

○井上委員 いい御提案だと思います。私どもも県議会が中心になってこういうのを出してまいりましたし、各市町村議会もそういう同歩調をとっていただけると、それがすごく広がって

いくというのになるのではと。市町村の役所あてにということよりも、市町村議会へのアプローチも同時にお願ひできるといいかなというふうに思います。

○矢野書記 説明が至りませんで申しわけないんですが、解釈つき条文の配付先でございますが、市町村へと書いてございますが、市町村の担当部局及び各市町村議会の方にも送らせていただいております。

○長友委員 行政がつくれば市町村の行政との連携というのはいつも密にいくと思うんです。議会がつくったものですから、これをどうするかといったときには、議会は議会で連携をとるとか何とかそういう機会がないと、なかなか啓発できないんじゃないかという感じもするんですね。そこ辺の課題が残るんじゃないかなという気がします。一応そういうものを送付するというのはあるんですけども、何かの関連のときに市町村議会との連携を県議会が持つような場面がないといかんのじゃないかと思ひまして、これは今後の課題としてやっていただければいいかと思ひます。

○星原委員長 言われるとおりでありますし、我々も今いろんなことで地域の中で話をさせていただくときに、議会で初めてつくった条例でこうだと、ですから地域の皆さん方がまず地域を守っていくんだという話をさせていただいているところでありまして、そういう市町村に対してあるいは市町村議会に対してとか、いろんなところに対してもそうですが、我々も何かの機会の折には、やっぱり自助、共助、公助の役割というのを少しずつでも県民の皆さん方に浸透させていくことが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、特に委員になられた皆さん方はその責任もありますから、地域の中

でもぜひそういう形で広めていただければまたありがたいなというふうに思います。私も実は高城の消防団のOBの人から言われたんですが、OB消防団が県内では多分3カ所ぐらいしかまだ正式な形は動いてないようなんですが、そういう人たちの保険の問題とか後のいろんな問題についてどうなのかと聞かれたりしたところでありまして、そういう面とかいろんなことも今後また出てくるのかなというふうに思っていますので、啓発に向けての問題、あるいは広報に向けての問題、パンフレットひっくるめて検討してみたいというふうに思いますので、御理解いただければそのようにさせていただきたいと思います。

○水間委員 この条例が31市町村に行った場合、受けるか受けないかは努力義務なんですか。各市町村がこの防災条例に対しては、うちはやりますよと、やらないよと、それは努力だけでいいんですか。どういう取り扱いなのか。県議会で我々がつくって、それが市町村に生かされるのは、市町村はわかったと、これは受けるよということはどうなるんですか。ただ努力で、じゃあ、わかりましたというだけなのか。

○星原委員長 条例に市町村の役割、県の役割、それぞれうたいましたね。それに沿った形で努力してもらわんといかんという、つくるだけじゃなくて、そういう形が機能を果たしていかんと条例の意味がないわけですから。

○松井委員 条例は団体意思だから、発議が執行部、議会であろうが、一応条例になったら宮崎県の団体意思だから、執行部がこれを執行実現する義務がある。我々議会が別にせんでも、議会が発端でやったけれども、県の行政が徹底せにゃいかんと。条例は団体意思なんですか

ら、機関意思の我々がしたけれども、議決して宮崎県の条例としての実体を備えているから、執行部がどんどん市町村なんかと連携してやらなきゃいかんということです。実施は県の責任だから、条例はそういうものです。

○水間委員 市町村は受ける義務がある、やらない義務があるということでもいいですか。

○前本委員 今の問題に関連なんですけれども、例えば国は政令というのがありますね。県は県条例、市町村には市町村条例というのがあるわけですが、防災推進条例というのは、県の役割としての県全体に係る意思統一的な県条例ということですが、例えば宮崎市は宮崎市の条例の中で防災対策に対します条例制定をしまして、議決をして、そして行政主導型の防災条例を多分持っていると思うんです。そのあたりとの整合性とか連動性とか、あるいは業務としての一体化というんですか、そこあたりがきちんとならなくとも、単なる条例で終わってしまうんですけれども、ただ、県条例ですから、いわゆる県の役割としての全県的な役目を果たす条例としてどのように機能しているかということを確認していくために、今後の取り扱いをしっかりとっていかんと思うんです。流れは、国から来ている防災基本条例、ありますね。あれの一環として都道府県、そして市町村という流れがあるんだと思いますので、そのあたりの今後の取り扱いということはどういうぐあいに県条例が機能していくかということを引きつらした方がいいかなと思います。パブリックコメントでちゃんと宮崎市も防災対策に対しますいろんなつくっておりますので、各公民館に行きましたら、それが配付されているんです。県条例も一緒に配付するのか、各公民館と

か自主防災隊どうあるべきか、避難はどうか、救援物資はどうかと、避難のマニュアル、ここに書いてありますガイドブックみたいなのが、便利手帳は県がつくってあるのが既にあるんじゃないですか。そのあたりとのきちんとしたものをぜひまた考慮してほしいと思います。

○星原委員長 今いろいろ意見が出ましたが、今後この委員会が残るかどうかもわかりませんが、残らなくても別な委員会の中でもこの推進状況等についてはそれぞれ委員の皆さん方で執行部に対しても聞くこともできるでしょうし、あるいはまた何かあった場合には提案をしてその辺の推進を図ることもできるんじゃないかなというふうに思っています。先ほど出たパンフレットとかその辺をどうしていくとか、その辺は検討の余地があると思うんですが、後は、実際言われるようにそれぞれ市町村がびしっと県と一緒にあってあるいは国と一緒にあってやらざるを得ないというふうに思っていますから、その辺の検証については今後それぞれの中でやっていただければいいのかなというふうに思いますので、そのような御理解でよろしいですか。よろしく願いをいたします。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、次回の委員会についてであります。資料3をごらんください。今後の委員会の予定及び本年4月に当委員会が設置されてからの審議内容等につきまして一覧としてまとめております。次回の委員会は1月24日（水曜日）を予定しておりますが、次回が執行部を呼んで説明を受ける最後の委員会になろうかと思えます。また、次回委員会では委員会報告書の骨子案について御協議いただく予定といたしております。次回の委員会での協議事項及び執行部に対する資料要求についての御意見はございませんで

しょうか。

○丸山委員 条例を生かして市町村、事業者とかに対して県が今後どういった取り組みをやるかと考えているのかとか、防災の日の設置のことも意見を聞くだけであってまだはっきりしたことは決まってないということだったので、もしある程度方向性が出ているのであれば総務部に来ていただいて、今回の条例をつくって一連の今後の流れ、若干この前、予算的な措置のこともお伺いしましたけれども、改めてお伺いをしてみてもいいんじゃないかなと私は思っているんですが。

○星原委員長 今の意見は総務部を呼ぶということでもあります。あとほかには。

○前本委員 知事の提案の中に、被災者支援のいわゆる見舞金に対します恒久的な制度化を図りたいという、予算措置も考慮してというのが出ていましたね。あれはまた新しい知事ができて新予算で実現するのかと思うんですが、そのあたりのところで、きのうもちょっと我が会派の中で出たんですけども、しっかりそれが制度化されるような、あるいはまた18年度に起きた災害に対しましてもそれが適用されるかどうか、しなければいけないと、そういう問題なんかも含めたこともお願いしたいんですけども。

○星原委員長 それも総務部ですね。ほかは。

なければ、そのような形で総務部に対して質疑をしたいと思えますし、それまでの間に何かこういうところも呼んでほしいということがあれば、1月24日でありますから、それまでにお申し出をしていただければ結構だと思っています。

〔「福祉も」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 被災者支援ね。

時間がありますから、何かあったときはこういうところを呼んでほしい、あるいはこういう資料を寄せておいてほしいということ等があればそのようにいたしますので、どしどしお申しつけいただきたいと思います。

あとはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 最後に、その他でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、本日の委員会はこれで終了いたしたいと思います。次回の委員会は1月24日を予定しておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会